

学外利用者に関する図書館利用要領

令和元年5月23日
図書館運営委員会承認

(趣旨)

第1条 学外利用者に関する図書館利用要領（以下、「利用要領」という。）は、日本体育大学図書館利用内規（以下「利用内規」という。）第3条第3項及び第3条第4項に基づき、日本体育大学図書館（以下「図書館」という。）における学外利用者の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 学外利用者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本体育大学（以下、「本学」）の卒業生及び元教職員
- (2) 学校法人日本体育大学の設置校に在籍する高校生以上の生徒及び学生（以下、「法人設置校生徒等」）
- (3) 前各項に掲げる者の他、資料の利用を希望する高校生以上の者

(入館手続き)

第3条 学外利用者は、来館の都度、図書館カウンターに申し出るものとする。

(利用登録)

第4条 学外利用者は図書館利用に際し、次の各号の書類を提出し、図書館長に利用登録の許可を得るものとする。

- (1) 「学外者利用許可願」申請書
 - (2) 現住所が確認できる公的証明書（運転免許証、健康保険証、パスポート等）の写し。ただし、有効期限の明記がない公的身分証明書（住民票等）については、発行後3ヵ月以内のもの。法人設置校生徒等においては、在籍校の発行する身分証（生徒証、学生証等）の写しを以て、公的証明書に代えることができる。
- 2 利用登録の有効期限は、申請日の属する年度の末日までとする。
 - 3 図書館資料の館外への帯出（以下、「館外貸出」という。）、複写等を希望するときは、図書館利用証を発行する。なお、図書館利用証は、他人に貸与してはならない。

(資料の利用)

第5条 学外利用者は、次の各号に定める方法により、図書館資料を利用することができる。

- (1) 館内閲覧
- (2) 著作権法の定める権利制限の範囲内における複製
- (3) 館外貸出

(利用の制限)

第6条 図書館長は、次の各号に定める事由により、学外利用者の図書館利用を制限することができる。

- (1) 試験期等の繁忙期
 - (2) 営利目的の利用
 - (3) 資料の利用を伴わない場所（施設）の利用
 - (4) その他、図書館長が法令上、社会通念上または本学の教育・研究上に問題があると判断する利用
- 2 館内利用においては、次の各号に定める資料は利用を制限することがある。
- (1) 映像資料（映画のDVDなど、一般的に入手・貸借可能な資料等）
 - (2) 利用日に図書館内において提供できる状態にない資料
- 3 館外貸出においては、次の各号に定める資料は館外貸出ができない。
- (1) 雑誌（逐次刊行物）
 - (2) 参考図書
 - (3) 映像資料
 - (4) スポーツ漫画
 - (5) その他、一般図書であっても図書館長が館外貸出を禁じている資料

(罰則)

第7条 図書館長は、貸出の許可を受けた学外利用者が期限を超過して資料を返却しないときは、当該学外利用者の図書館利用を停止することができる。

- 2 図書館長は、学外利用者が図書館の運営の支障となる行為、他の利用者への迷惑となる行為を行い、図書館員の指示に応じないときは、当該学外利用者の図書館利用登録を無効とし、退館を命ずることができる。

(遵守)

第8条 学外利用者は、図書館を利用するに当たっては、この利用要領のほか、本学の定めに基づいた職員の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この利用要領の改廃は、図書館運営委員会の議を経て図書館長が行う。

- 2 この利用要領の実施に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則 この要領は令和元年 6月 5日から施行する。